

五戸町子ども子育て支援保育料無償化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下、「特定教育・保育施設等」という。）並びに認可外保育施設を利用する児童に係る保育料相当額を支給することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育料

ア 五戸町子ども・子育て支援法施行細則（平成26年12月19日規則第23号）別表に定める額

イ 認可外保育施設の設置者と保護者との契約等により保護者が支払うこととされている保育に係る費用

(2) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年12月19日法律第164号）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていないものをいう。

(対象児童)

第3条 この要綱において支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる児童をいう。

(1) 法第19条第2号に定める子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童を除く。）及び同条第3号に定める子どものうち、町から教育・保育認定を受けて特定教育・保育施設等を利用する子ども

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく五戸町住民基本台帳に登録されている満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども（法第30条の4第3号に定める子どもを除く。）であって認可外保育施設を利用する子ども

(支給額)

第4条 この要綱により支給する額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める保育料相当額とする。

(1) 前条第1号の対象児童 第2条第1項第1号アに規定する保育料相当額

(2) 前条第2号の対象児童 第2条第1項第1号イに規定する保育料相当額

2 前項第1号の規定にかかわらず、月の途中に入所又は退所した場合は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日号外内閣府告示第49号）における特定教育・保育等に要する費用の額の取扱いに準じ、日割により計算する。

(支給の決定)

第5条 町は、法第20条第1項の申請により対象児童となった教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）に対し、五戸町子ども子育て支援保育料支給決定通知書（様式第1号）により、保護者に通知するものとする。なお、第3条第2号に規定する対象児童については、町は保育の必要性を確認の上、支給の決定を通知するものとする。

(支給方法)

第6条 保育料相当額の支給は、対象児童に係る保育料の支払を免除する特定教育・保育施設等及び認可外保育施設（以下、「施設」という。）に対して、当該免除した保育料相当額を町が支払うことにより行うものとする。

2 施設は、前項の支給を受けるため、五戸町子ども子育て支援保育料支給請求書（様式第2号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

3 諸事情により前項の支給を受けることができない場合、保護者は五戸町子ども子育て支援保育料支給請求書（様式第3号）に必要な書類を添えて請求し、支給を受けることができる。

(対象児童名簿)

第7条 町は、対象児童の氏名等を記載した名簿を入所する施設に提供するものとする。

2 施設は、前項の名簿の情報をこの要綱に基づく利用者負担額の請求以外の用に供し

てはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。